岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター貸事務所

利用規程

【2019年10月1日改定】

(許可物件)

第1条 利用を許可する貸事務所物件(以下「貸事務所」という。)は、次のとおり。

所在地 岡山県岡山市南方 2 丁目 13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館 2 階

面 積 約15 ㎡

既存設備 事務机 2 、事務椅子 2、ロッカー2、応接セット 1、電話回線、LAN 回線(既設)

利用時間 月曜日 9:00~17:00、火曜日~金曜日 9:00~21:00、

土曜日·日曜日 9:00~18:00

国民の休日、年末年始12月29日~翌年1月3日は休館日のため利用不可。

(利用目的)

第2条 貸事務所入居団体(以下「利用者」という。)は、貸事務所を貸事務所入居申請書に記載した利用者の目的に従った活動内容のとおりの用途に自ら使用し、岡山県ボランティア・NPO活動支援センター管理運営共同体(以下「管理者」という。)の承認を得ないで変更してはならない。

(利用料金)

第3条 利用料金は月額 21,000 円とする。なお、月の中途で入居し、又は退去する場合も1か月として計算する。

(利用料金の納付)

第4条 前条に規定する利用料金の支払いは前納制とし、利用者は管理者が行う 15 日までの請求を受けて 25 日までに翌月分を管理者に納入しなければならない。

(自己負担)

第5条 次の各号に掲げる費用は、利用者の自己負担とする。

- (1) 電話回線の使用及び設置等に要する費用
- (2) インターネット回線の使用及び設置等に要する費用
- (3) 廃棄物処理等に要する費用

(使用上の制限)

第6条利用者は、貸事務所について第2条に規定する使用目的及び利用計画の変更又は貸事務所の模様替、改造等により現状の変更(貸事務所の修繕その他の軽微な変更を除く。) をしようとするときは、事前に変更する理由及び変更後の目的等を書面(任意様式)によ って申請し、管理者の書面による承認を受けなければならない。

(利用者等の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のため に入館する者も同様とする。

- (1)「ゆうあいセンター利用規則」に定めた事項
- (2) その他、管理者が指示した事項
- 2 利用者は岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館(きらめきプラザ)の管理者の全館の維持管理計画に従って、必要な協力を行うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、管理者の承認を得ないで貸事務所を第三者に使用させてはならない。

(物件保全義務)

第9条利用者は、善良な管理者としての注意をもって貸事務所の維持保全に努めなければ ならない。

(実地調査等)

第10条管理者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、利用者に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、利用者は調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

- (1) 第3条に規定する利用料金の納付がないとき。
- (2) 第6条の規定に基づく利用計画等の変更に関する承認申請があったとき。
- (3) 第7条に規定する義務に違反したとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(利用許可の取り消し又は変更)

第11条 利用者が本規程に定める義務に違反したと管理者が認める場合及び次の各号のいずれかに該当するときには、貸事務所に係る利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 貸事務所を、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要とするとき。
- (2) 利用者がゆうあいセンター利用規則に違反したとき。
- (3) その他、施設の管理運営上、管理者が必要と認めるとき。

(退去及び原状回復)

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用許可が取り消されたときは、直ちに貸事務所を原状に回復して管理者の指定する期日までに返還しなければ

ならない。また、この場合、利用者は一切の補償を請求することができない。なお、上記以外の理由で退去する場合は、原則、1ヶ月前までに管理者へ報告しなければならない。また、利用者はその理由の如何に関わらず、退去の際には速やかに管理者が別に定める退去届を提出しなければならない。

(利用期間及び更新)

第13条利用期間は契約締結から1年間とし、契約の更新は、原則として2回まで可能とする。ただし、契約を2回更新した後退去するまでに、やむを得ない事情がある場合に限り、利用期間延長の審査を経て更に2回まで更新可能とし、新規利用契約から最長5年間入居可能とする。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、その責めに帰する理由により貸事務所の全部又は一部を減失し、又は き損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、利用者は、本規程に定める義務を履行しないため管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄)

第15条利用者は、貸事務所について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(施行期日)

第16条 本規程は、2019年10月1日から施行する。

(経過措置)

第17条2019年9月30日以前に入居許可を受けている団体は、入居延長(2年)に伴う再契約時から新料金を適用することとする。